

令和6年度 宮城県林業労働力関係事業
森林作業道作設オペレーター研修 開催要領

宮城南部/北部流域森林・林業活性化センター

1 研修の目的等

本研修は、これから森林作業道作設の基本的知識や技術を得ようとしている林業従事者、または基本土工を習得し、構造物やヘアピンカーブの設置など応用技術の経験を得ようとしている林業従事者に対して、少人数制の現場での実習により丈夫で壊れにくい森林作業道の作設技術の基礎を習得することを目的としたものです。

※当センターでは、構造物の設置を伴わない基本土工を中心とした段階を「初級」、丸太組など構造物の設置など応用土工の内容を含む段階を「中級」、より厳しい傾斜での施工やヘアピンカーブの施工を含む段階を「上級」と位置づけています。

2 受講生の条件

本研修を受講しようとする方は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 労働安全衛生法の定める車両系建設機械運転手（※機体重量が 3t 以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用）の有資格者であること
- ② 労働安全衛生法の定める伐木業者の有資格者であること
- ③ 本研修期間中も労働災害保険の適用を受けている者（農林業等の個人事業主については、特別加入労働災害保険に加入している者）であること
- ④ バックホウの操作技術を要すること（概ね 100 時間以上の操作時間）
- ⑤ 支障木等の伐採の作業ができること。

※ 受講決定時には、受講生のプロフィールシート、並びに上記①、②について、資格証等のコピーの提出が必要です。

3 研修期間

3～4日間

4 受講費用等について

研修受講料は無料です。

なお、旅費・宿泊費・日当の支給はありません。